

広報

麻生

昭和62年11月15日発行

No.395

'87 10



麻生町民憲章

- 歴史を大切にし、文化を高め
明るい町をつくりましょう。
- 自然に親しみ、
水と緑の美しい町をつくりましょう。
- きまりを守り、
ふれあいのある町をつくりましょう。
- 健康で働き、豊かな町をつくりましょう。
- 地域活動に進んで参加し、
住みよい町をつくりましょう。

ヨイシヨ ヨイシヨ

町民体育祭の綱引き

主な内容

- 定例会議案-----P 2
- 一般質問-----P 3～P 8
- お知らせ-----P 9

第三回定例町議会

保健センターの 建設決まる

麻生町議会第三回定例会が、九月二十四日から七日間の会期で開催されました。

議会は町長の町政報告の後、白帆荘の決算認定など七件の議案審議が行われ、すべて原案どおり議決されました。議案審議の後、八名の議員により一般質問が行われ、さらに請願一件の審査が行われました。

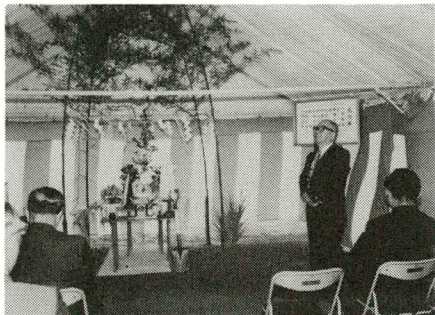
〔議案第三十号〕

昭和六十一年度麻生町営国民宿舎白帆荘運営事業会計歳入歳出決算認定について

六十一年度の白帆荘運営事業会計決算の認定を求めたものです。

六十一年度の利用状況をみると、宿泊者一万一千二百二十四人、休憩者一万五千七百六十七人（結婚式の利用者等）で合計二万六千九百九十一人となり、前年度に比べ一千二百四十三人減少しています。

収益的収支については、事業収益二億一千五百一十萬一千二百八十八円、事業費用二億二千三百七十四萬四千九百七十



保健センター起工式

三円で、八百六十四萬三千八百四十五円の赤字決算になりました。これは、宿泊利用減が主な要因となっています。

〔議案第三十一号〕

麻生町保健センター新築工事請負契約について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。

○契約方法 指名競争入札

○契約金額 一億四千七百万円

○契約の相手方

住所 神栖町賀二一〇八一

氏名 常総開発工業株式

代表取締役 石津光雄

○工事の概要

・建築場所 麻生一五七〇

一（役場庁舎の横）

・構造・面積 鉄筋コンクリ

ト平家建 五百九十九・九三

平方米

・主な施設 予防接種室・保

健相談室・保健指導室・ホー

ルなど

〔議案第三十二号〕

麻生町第二簡易水道事業昭和六十二年配水管布設工事

（第三工区）請負契約の変更について

請負契約の変更について、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。

○変更の内容

配水管の埋設に設計変更が生じたため、契約金額を、六

千二百万円から六千四百七万円に、二百七万円引き上げたものです。

〔議案第三十三号〕

昭和六十二年度麻生町一般会計補正予算（第二号）

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四千七百九十

九万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ三十三億五千九百

十八万四千円としたものです。

〔議案第三十四号〕

昭和六十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二百六十万円

を追加し、歳入歳出それぞれ十一億六千五百七十八万七千

円としたものです。

一般質問

A 議員 三月定例会のし尿処理場用地に関する答弁は、一般財産と行政財産に関する事

と思えますが、一般財産と行政財産の違い、また行政財産が町にどのくらいあるのか、種類・面積等をお聞きしたい。

助役 現在の財産台帳を整理中であり、今年中には整備が完了すると思えます。

総務課長 行政財産には、役場庁舎・学校・町営住宅・し

尿処理場用地などがあり、は

に関する条例の一部を改正する条例

災害援護資金の限度額等について改正を行ったものです。

〔請願第二号〕

学校事務職員と栄養職員の「義務教育費国庫負担法」適用除外に反対し、併せてすで

に除外された経費の復元を求める請願

本請願は、市町村立小・中学校に勤務する教職員の代表

者から出されましたが、教育厚生委員会に付託され、議会

閉会中の継続審議となりました。

一般質問

つきりした行政の目的を持つているものです。面積等については、資料を取りよめます。普通財産は、行政の目的をはつきりさせていない、山林・原野などです。なお、行政財産は議会の議決がないと処分できない事となっています。

A議員 行政財産のなかに、下水道のポンプ場用地など町の管理が良好でないものがあります。町財産の管理の状況等について、十二月の定例議会までに、財産台帳の写しを議員に配付していただきたい。

総務課長 財産については、財産管理図をつくり、現況と照らしあわせて整備しており下水道の用地も行政財産として記録されています。なお、行政財産・普通財産あわせて現在のところ、六十四万四千七百九平方メートルとなっています。

A議員 六月定例会のセントラルゴルフ訴訟問題の答弁で寄付金ではだめということとで雑入に入れたとなっていますが、昭和四十八年の三千万円は、歳入歳出外現金として、別途に積みたててあったはずですが、それがいつのまにか迷惑料になっている。

A議員 迷惑料の件では、町長と当時の議長・副議長との間の話であり、その話により迷惑料として議決されたわけですが、迷惑料として議決されたわけですが、所得税法の非課税に該当していません。所得税法を讀んでいただけますか。

総務課長 申し訳ありませんが、その法令は手元にありません。

町長 議会の協議会で、むこうから迷惑料をあげますと言ったわけで、当時の皆さんに聞いていただければわかります。また、念書もありますから。

A議員 寄付金では税金がかかるので予納金として納めさせていただきます。

A議員 寄付金では税金がかかるので予納金として納めさせていただきます。

A議員 合併処理施設の取組みについてその進行状況を

A議員 合併処理施設の取組みについてその進行状況を

せてくれという答弁が町報に載っている。所得税法などの関係もあり、発言は慎重にしていた方がいい。過ぎた事を責めているのではなく、今後の事もあるので言うわけですが、次に、道路の保全管理について、セントラルゴルフ場内の町道は、昭和四十八年・五十年に公用廃止しているが、道路法九十二条との関連はどうなっているかお聞きしたい。

建設課長 セントラルゴルフ場の町道は、二回にわたって公用廃止されており、その後道路法九十二条については、調査してからお答えしたいと思っています。

A議員 セントラルゴルフ場の訴訟のなかで、公用廃止払い下げについて、町に世話にならないということがでている。これは、民法の時効が関係しています。十年もほおっておいたのは、職務上どうかと思います。これは、財産管理の不完全による損失です。

建設課長 十年も放置したというのですが、地積調査も終了したので、関係法令と、照らしながら解決にむけ、努力していきたいと思っています。

A議員 合併処理施設の取組みについてその進行状況を

A議員 合併処理施設の取組みについてその進行状況を

A議員 合併処理施設の取組みについてその進行状況を

A議員 合併処理施設の取組みについてその進行状況を

に關しては、関係法令の内容を十分把握して進めたい。

A議員 道路の維持管理では道路は、完全に通れるようにしておこう、道路法に義務づけられています。どうしてそうしなかったのですか。

建設課長 ゴルフ場の建設とあいまって、地積調査などが行われ、実際にはそこまでの管理がいきとどかなかったのかと思います。

A議員 町の財産については調査中ということですが、現在までのものでよいので、プリントして配布してほしい。その中には、気が付かないでもれているものもあると思います。みんなで協力して一日も早く財産管理をきちんとすべきだと思っていますが、いかがですか。

総務課長 現時点でトータルしたもの、後ほどコピーして配布したいと思っています。

A議員 セントラルゴルフ場の訴訟問題について、相手はどうだと告訴してきたわけですから、何らかの理由があつたわけですが、みんなで力をあわせて、勉強しあつて、町のためにどうしたら解決できるか最善の方法をつくしてもらうのが私の質問の主旨です。早期の解決を考えていた

A議員 合併処理施設の取組みについてその進行状況を

だきたい。

助役 解決にむけ努力したいと思ひます。今後の対応については、弁護士とも協議してやっています。

A議員 公用廃止してないものを、住民が安全に通行できるように道路の保全をはっきりしてほしい。

助役 ゴルフ場内に公用廃止をしないで残っている道路の管理についてですが、現況が実際はない所もあるようです。現在、できあがった地積調査の図面に道路の状況などをおろして整理中です。整理ができた段階で、町として払い下げの手続きをしていくという考えでいます。道路問題については、少しの猶予をいただきたい。

町長 一億円の寄付については、こちらから要請したわけではないので誤解のないように。

A議員 麻生町では旧麻生地区しか下水道の予定区域に入っていないので、その他の地区に、補助金も出るので合併処理施設を普及してほしい。

環境課長 合併浄化槽設置事業は、個人への補助ですが、潮来町・牛堀町とも協議しながら年内には補助の要項をきちんとつくりあげ、六十三年

度に予算化していきたい。

A議員 来年からやるというなら、どうして今年度から予算化されているんですか。

環境課長 その予算は、ここの合併浄化槽の補助ではありません。

A議員 合併浄化槽に取り組むのに、そのようなものをやつてしまつてどうするんですか。

一般質問

か。

環境課長 これはし尿の浄化槽の補助ではなく、浄化槽等から出た水を宅内処理するための補助です。

B議員 セントラルゴルフ場の裁判について現在までの経過をお聞きしたい。

総務課長 五月七日に訴状が出され、現在まで三回、裁判が開かれており、六月十二日第一回公判が開かれ、訴訟について、棄却するような答弁書を提出しています。第二回目、七月二日で、町としては、一億円は概算予算金という名のもとに入っているが、実質的には寄付金として町が贈与を受けたという主張をしています。セントラル側から

は、概算予算金の申し出についてという文書の写しが、証拠として出されました。第三回目、八月二十日開かれ、町では、「公用廃止払い下げの代金については、別途予算金のほかに、当社において負担する」旨の念書を、証拠として提出しています。

B議員 この裁判は、なんとしても勝たなくてはならないと思います。関係証拠書類はぬかりなく出されているかどうかお聞きしたい。

助役 町で証拠として出したのは、念書だけです。関係する書類については、弁護士にお願いしてあります。

町長 一億円をもらった経過があり、どんな事があつても心配ないという自信を持っています。

B議員 水田農業確立対策については、達成率百一・六%という報告がありました。これは、他用途米を充当した数字だと思います。来年の事もある、水田農業確立対策に対する考えをお聞かせください。

経済課長 答弁にあたり水田農業確立対策の目標達成について、議員さんをはじめ、関係者のご協力をいただきお礼申し上げます。

達成率については、ご指摘のとおり、他用途米を完全に出してももらった数字であり、はやい時期に消化できるよう、集荷業者の皆さんにお願いしているところです。六十三年度については、どういうかたちになるか不明ですが、配分面積が下回ることはないと思います。湿地が多いことなどの問題もありますが、基本的には、少しずつでも転作を考え、また、「互助会制度」なども検討していきますが、当分の間は、青刈りに頼らざるを得ないと考えています。

B議員 町が取り組む補助事業について、個人の資格審査があつたかどうか、補助を受けた人が百%達成していないという話も聞くので、その点についてお聞かせください。

経済課長 昭和六十二年度に関しては、補助事業を受けるには転作率百%以上の者という、チェックをしてみました。六十一年度以前については、若干そのような事があつたようです。将来そのような事がないよう指導するとともに、貸付け制度の第一の条件にもしていきます。なお、他用途米の決着がつき、町として目標を達成すれば、各個人に、達成のお礼なり、指導の文書

を配付したいと考えます。

B議員 し尿処理場の問題について、区長会や農業委員会、皆さんが視察を行ったが、その方々がどのような反応を示しているかお聞かせください。

環境課長 総体的な意見としては、現時点のし尿処理場の施設については、公害等の問題はないうという見方をした方が大半かと思っています。

B議員 行方地区にし尿処理場を作るのではない、また下見をしたとかいう噂がありますが、その点について、お聞かせください。

町長 二月の議会の選挙が終了しましたら、場所の選定など

税理士の 無料税務相談

〇とき 11月11日(水)

〇ところ 町内各税理士事務所

積極的に進めたい。なお行方地区の話については、まだ、白紙です。し尿処理場の建設には、議員さんをはじめ町民の皆さん、みんなで力をあわせてやっていきたい。

環境課長 行方地区の話については、担当課として今日初めて聞くことです。

C議員 台矢幡から、牛堀町の清水を通り、石神に通じる道路は、麻生高校への通学路などでもあるのに、大変ひどい状況です。麻生町の部分は改修の計画がありますが、牛堀町の部分についてどうなのか。麻生町から麻生町に通じる道路ですから、牛堀町と話しあって、補修なり改修が進むようにする義務があると思うがその点についてお聞きしたい。

町長 私も大変ひどい状況であることは認識しています。

建設課長 この道路は確かに幹線道路となっており麻生町の部分は、一部拡幅などの改良を行っており、牛堀町の部分については、牛堀町の意向を聞きながら、対応しているところですが、六十二年測量六十三年・六十四年には、六メートル道路がつくれる予定になっているようです。今後、牛堀町と話し合いなが

ら、一日もはやく、いい道路ができるよう努力していきたい。

C議員 水田農業確立対策では、目標を達成するのに、大変な努力があったと思います。土地改良が遅れているから進めるのが大変だというのが、では、どうしたらいいのか、次の段階の施策が大事ではないですか。現在の土地改良を一日もはやく完成させてもらうと同時に、小規模土地改良事業を進めるなど、常に努力していかなないと、毎年同じ事のくり返しです。

経済課長 踏み込みが足りないというご指摘ですが、その点については、私どもも十分理解しています。たとえば、西部土地改良でもむずかしい問題が出ており、基盤整備に賛成する人ばかりではありません。しかし、だから手をつけないという事になると今年のような状況が続くことにな

ってしまいう事が考えられますので、条件整備等については、農家組合などをよく整理して希望があるところ条件に合うところのほり起しをしていきたい。さらに、「互助会制度」についても、説明会をした経過もあり、今年度中にできれば、一つでも二つでも発足さ

せたい。町の基盤そのものが国が考える状態とはあまりにも違うので、一年一年じみに進めていきたい。

C議員 反対があるから大変であるという答弁はおかしい。それを説得して、進めていた

きたい。また、互助会についても、それ以前の問題が解決していません。次に、議会と執行部が一体となった状況が好ましいと思うが、麻生町では、住民や議会が期待する行政が行われていません。たとえば、し尿処理場の問題。先ほど町長から白紙という発言があったが、また、環境課長も、視察のあいさつで、そのような発言をしたと聞くがその点についてお聞きしたい。

一般質問

環境課長 白紙の話はしていません。

C議員 富田に議会で議決をした用地があるわけですからどうしてもできないという場合でも、その点をはっきりさせなくてはなりません。なお

町長の答弁で、議会の選挙が終ってからやるということですが、町の仕事をするのに、

なぜ議会に気がねするんですか。

町長 白紙というのは失言です。選挙で議員さんに迷惑をかけてはいけないと思いましたが、そういう発言になったわけでは

ありません。**C議員** 議会に気がねはいらないので、明日からでも、努力していただきたい。なお、セントラルゴルフとの訴訟の件についても、勝つとばかりは限らないので、なんとか円満な解決方法を考えていただきたい。次に、富田のゴルフ場の件について、ある新聞で「町長選挙の直前に受理した」等の報道がされたが、二社受け付けた原因など、疑惑がある。新聞報道は正しいのかお聞きしたい。

町長 選挙直前に受け付けたわけですが、絶対迷惑をかけないからという事で受け付けた。もう一社については、ひとつの土俵に上げてくれということだったので受け付けたわけでは、また、ひとつにまとまらなければ、十二月いっぱいには書類を返すことになっています。

C議員 町が、二社を土俵にあげて両者を喧嘩させるのは行政として良くない。解決しない時は、政治責任の問題に

もなると思うので、解決にむけ努力していただきたい。

町長 町としても、できるだけ一本になるよう努力し、開発が進むようにしたい。

C議員 町長は、大きな人事異動をやったが、これは成功だったかどうか。また、臨時職員の問題、臨時職員になつてそのまま正規の職員になつてしまう人がいます。正規の職員は、試験で立派な人材を採用してほしいと思うが。

町長 この異動は、温情ある異動をやったというのが本心です。また、職員の採用については、試験をするのが原則ですが、必要にせまられ、臨時を何年かやり、心配ない者は採用していくことで進めている。

C議員 人事異動は人材本意でやっていかないと円滑な行政運営はできません。また、町民もなつくしないうので、今後はよろしく願いたい。

経済課長 先ほどの答弁の中で、条件整備について、一部に反対する者がいるから町でやらないというように理解されたようですが、反対の者もいるということを示した訳です。その点はお理解いただきたい。

教育長 入学式・卒業式には町長以下各課長・教育委員に出席していただくよう一覧表をつくってお願いし、急に公務等で出席できなくなった場合は、教育委員・教育長が代行したり事前に連絡をとるなどの方法をとってまいりましたが、今回は連絡の手違いで誠に申しわけなく存じます。今後はこのような事のないよう、十分配慮したいと考えております。

Ｄ議員 来年は、町長が助役

D 議員 六月定例会の答弁で

D 議員 この告訴は、議員が

一般質問でゴルフ場内の町道の件を指摘したからこうなったという話があるが、議会では、大いに発言して、町を発展させていきたい。こちらからも反訴なりして、お互いに頑張っていたきたい。

一般質問

教育委員会事務局長 関の県

係者と相談し、現地を調査し木の診断をする事になっています。なお、木のまわりの芝を、取るような指導を受けていますので、その点については、早急に対処したいと思います。

E議員 誰にみてもらつても土を盛り回りを囲めば大丈夫という事はわかる。町でやっていただけるかどうか、はつきり答えていただきたい。

町長 イチヨウは町の木です

し、二小のイチヨウは、名木ですので、やる気は十分です。**教育長** ご要望の件については、従来の枝をおとしたり、土を入れかえて石で周囲をかむ方法等、種々検討してま

議員 尿処理場の建設に

ついで、区長さんらが視察を行ったようですが、その後、建設促進委員会をやっていないようですが、どうですか。

環境課長 六十二年度について

ては、会議はもっていません。
E議員 現在の町執行部のやり方は、やりやすい事はどんなやつてしまうが、やりづらい事は、いつまでも逃げて

しまっている。執行部と議会が車の両輪のようになり、やりづらいい事でもよく相談してやっていかないと、し尿処理場がいつになってもできないし尿処理場をすぐにでもやる気があるのか、いつまでも引

つばるのかお聞きしたい。

町長 十分やる気はあります。むずかしい問題ですが、早急に全力投球でやっていきたい。E議員 富田の件をはっきりして、早急に進めていただき

たい。次に、建設工事の指名

入札について、町が選挙からみて不公平な事をやったという噂を聞^くが、これからの入札については、えこひいきをやら^ないよう助役さんにお聞

E議員 地元産業の育成をお

願いして、私の質問を終わります。

F議員 西部土地改良事業の

進行状況について、また、何年計画でどういう形でというのはできあがっていますか。

経済課長 西部土地改良は工事の区分として、一期地区、二期地区とに別れています。一期地区の計画面積は、百九

十七ヘクタールで、昭和六十二年度三十ヘクタールの面工事が完成し、六十二年度は、三十五ヘクタールの面工事が予定されています。何年計画というご質問ですが、できるだけ早い時期に完了するの

が基本ですが、一期地区の残りの部分については、これから同意をとりつけ工事に入らなくてはならない状況です。

F議員 西部土地改良の調査同意は何%とれているのか、

また、100%の同意がとれない

と事業をやらないのかお聞きしたい。

経済課長 一期地区については、調査同意は完了し、事業同意がまだとれていない所が

あります。二期地区では、島並・南・橋門・小高・井貝の各集落で、調査同意が七十八・六％取れているという状況です。なお、国の基準では、九十五％という数字がありますので、それに達したら調査をし、ある程度の形を説明して、西部土地改良区の設定をします。

F議員 同意の多く取れた所から事業を始めるということがあるのか、また、町の対応の仕方がわからないという話も聞くが、これこれこういう事業ですと、もつとオープンに進めていく考えがあるかないかお聞きしたい。

経済課長 同意率の低い所だけぬいて、高い所だけを進めるといいうのは現時点ではむしろかしいと思います。基本的な町の考えとして、西部土地改良事業はだいたい期間もたっているので、工事の進行も、そして、二期地区の調査も、できるだけ早く進めていきたいと考えています。

F議員 県営舗場事業だから何年かかってもいいという考えか、なるべく早く仕事を進め、基盤整備をしなくてはならないという考えなのか町長か助役にお聞きしたい。

町長 県営であつても、補助

金などの問題もあり、私が理事長をやっている。調査同意に六年もかかり苦慮しているなるべく早く議員さんともども手をつないでやっていきたい。

一般質問

い。

F議員 未同意の人の方が、その周辺がよくなくなってしまふというような話も聞くが、未同意の人によく理解してもらいたい、早くこの事業を進めていただきたい。次に富田地区にゴルフ場を計画する二社を、町が事前調査の段階で受け入れたわけですが、会社と町の執行部でどのような話し合いがされているのか、その経過をお聞きしたい。

助役 十二月二十三日までに一本化にならないければ、申請書は返すことになっており、近くそれぞれの会社で用地買収をしている方々と、話し合いを持たいと考えています。

F議員 両者のゴルフ場計画予定区域の中に、し尿処理場の予定地は入っていますか。

企画観光課長 入っています。

F議員 全部用地が買収され

れば、なかに、町の行政財産のし尿処理場の用地だけが残ります。し尿処理場ができても会社がゴルフ場を作る気があるのかないのか。その辺のところまで、話にはつまっていますか。

企画観光課長 そのような問題については、両社が一本となり正式に受け付け、県に進達する段階で考えていきたい。F議員 一本化の話し合いの中で、検討する考えは、ありますか。

助役 今の段階では、そこまでは考えていません。

F議員 し尿処理場の広大な用地が計画区域の中心にあるそのゴルフ場の計画自体、疑問がありませんか。

企画観光課長 確かに疑問が残ります。

助役 それは、設計の中に当然疑問として残ります。

F議員 計画に疑問が残るようなものを、町当局が認識していないが、しかも二社受け付けたというのはおかしい。セントラルゴルフから訴訟が出されているような状況の中で、この点について町長はどういうお考えですか。

町長 このゴルフ場については、行政財産があること、また農地の件などむづかしい問題がある。円満な話し合いで二社が一社になれば、その段階で問題の解決にあたりたい。

F議員 二社の事前協議書を受け付けてしまった。そしてその中には町の行政財産がある。私たちも疑問に思っている事ですが、その辺のところの対応を誤らないようお願いして質問を終わります。

G議員 水田農業確立対策について百一・六％達成したとありますが、青刈りと、他用途米などの割合はわかりますか。

経済課長 百一・六％の内訳は、一般作物としての青刈りが、百八ヘクタール、他用途米が換算して、二十七ヘクタール、特定作物が三十一ヘクタール等となっています。

G議員 他用途米の終了するのは、十月ですが、十一月ですか。

経済課長 昨年の実績が十一月で、今年は、何月までとは言えませんが、集荷業者の皆さんに早く決まるよう要請しています。

G議員 小さい農家もあるので転作面積の配分にも、いい知恵をしぼってほしい。なお来年の配分面積は、三十二％という報道があったが、その点どうですか。

経済課長 具体的には、はっきりしていません。

G議員 米の政府買入れ価格について、転作の達成者と、未達成者で、価格の差ができました。この差について、町で何か考えがあるかどうかお聞きしたい。

経済課長 その差について、町でどうするかは、考えていません。

G議員 なんとか考慮の方法があつてもいいと思うが、また、転作についても、指導をよろしくお願いしたい。

町長 罰則がないので、いろいろ矛盾がでてくる。私たちが

茨城県最低賃金を改正

1 日 3,570円
1 時間 447円

昭和62年10月15日より実施
詳しくは、茨城労働基準局へ
TEL 0292 (24) 6215

も苦しい立場でお願いしているのが実情です。

G議員 し尿処理場は、粗毛の用地に作るんでしょうが、面積が配布された資料と違うようです。

総務課長 し尿処理場用地として、買収したものは、三万八千二百五十八平方米です。

G議員 し尿処理場については、前向きな姿勢で実行してほしい。なお、既設のし尿浄化槽はどのくらいの家庭で設置されていますか。苦情も耳にするが取り締りをどこでしているかお聞きます。

環境課長 行政指導は県が行います。家庭用のし尿浄化槽については、数は把握していません。県に届出をすることになっていますが、大半が無届けかと思いますが、なお、三年計画で無届者を県の方で調査をする計画があります。

G議員 臨時職員の条例による雇用規定をお聞きしたい。

総務課長 条例・規則等での特別の定めはありません。

G議員 職員は、試験で採用するのが当然ですが、試験で採用する確約をお願いします。

助役 今後の採用は、なるべくそういう方向で進めたい。

G議員 今後、世間の批判をあげないようよろしくお願いしたい。

H議員 運動広場の建設状況について、どのような事業を行っているかお聞きたい。

教育委員会事務局長 今年度は、多目的広場のソフトボールコート・サッカー場などを整備していく予定になっています。

一般質問

ます。

H議員 確かにいいグラウンドができていますが、今後は、日陰・休けい所などの整備も考えていただきたい。また、管理棟もできているが今後の維持管理についてお聞きしたい。せつかくの運動広場です。

から、町民のニーズにあわせて有効に利用していただきたい。

教育委員会事務局長 維持管理について、今年度は周辺の除草などを予算計上してあります。

ますが、運動広場が完成するまで随時検討していきたい。

また、日陰については、樹木の確保等で考えていきたいと思えます。

H議員 管理人をおくことなどは考えていませんか。

教育委員会事務局長 現在のところ考えていません。

H議員 体育館建設についてB & G財団に、建設希望を出したわけですが、いつ頃できるのかお聞きたい。

企画観光課長 六十三年に実施する希望申し込みをした経過はありますが、用地確保等の見通しもたないもので六十二年に実施するのは不可能な状況です。なお、引きつづき検討はしたいと思えます。

H議員 希望だけを出しているということになると、B & Gとの関係が心配になります。

ますが、多目的に利用できる大きな体育館があればいいと考えています。今後も、B & Gの件とあわせて検討していきたいと思えます。

国保からのお知らせ

こんなときは

医療費の申請を

を求めたとき。

国保で診療が受けられなかったときでも、次のような場合は、国保の窓口へ医療費の申請をすると保険対象の範囲内で一部負担金を差し引いた額が療養費として支給されます。

一、やむをえず保険証で治療を受けられなかったとき。

旅行中・その他突発的な病気やけがのために、保険を取り扱っていない病院等で治療を受けたとき、または保険証を持参していなかった場合。

二、患者を移送したとき

患者を入院や転院させるとき、患者が歩行不能などのために車が必要と医師がみとめたとき。

三、生血を輸血したとき

手術などで輸血のため生血

H議員 B & Gについても十分に計画をねり、スポーツ振興のためよろしくお願ひします。

四、付添い看護をつけたとき

完全看護を行なっていない病院で、手術をしたあとや重病のために付添い看護の必要があると医師がみとめたとき

五、コルセットなどの治療用補装具を作った費用。

治療上必要であると医師がみとめたとき。

六、マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき。

治療上、効果があると医師がみとめたとき。

七、柔道整復師にかかったとき。

骨折や脱臼、ねんざをして柔道整復師による施術を受けたとき。

教育長 財政上の問題もあり

「霞ヶ浦の貝塚文化展」 のご案内

- と き 10月13日～11月23日
9:30AM ～ 4:30PM
- ところ 茨城県立歴史館展示室
- 休館日 毎週月曜日(11月23日は除く)
- 主な内容
 - 霞ヶ浦のなりたち
 - 貝塚と集落
 - 霞ヶ浦の貝塚出土品 その他

職業訓練短期大学の 学生募集

- 学科・定員 生産機械科20名、電気科20名
自動車科20名、電子情報科20名、原子力科
20名修業年限2年、男女共学
- 応募資格 高等学校を卒業した者(昭和
63年3月卒業見込みの者も含む)または、
同等以上の学力を有する者
- 願書受付 63年1月12日～1月25日
- 試験日 63年2月10日
- その他 入学金不要、奨学金制度あり
募集要項等請求(送料240円郵便切手可)
- 問合せ 茨城職業訓練短期大学校学生
学生課 〒310 水戸市水府町864-4
TEL 0292-24-6606

交通事故のご相談は お気軽にどうぞ 無料でご相談に応じております

午前9時半～午後4時40分(平日)
土曜日は正午まで(第2・第3土曜日は休みます)
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます
◎弁護士相談日: 毎週水曜日午後1時～4時

社団法人日本損害保険協会 水戸自動車保険請求相談センター

水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル4階
(農林中央金庫すじむかい) 水戸調査事務所内
☎0292-26-1693(直通) 0292-25-1331
電話のご相談もお受けします

はい「茨城まごころ 特産品」です

特産品」です

伝統に培われた技の味、自然が育んだ活きな味、まごころいっぱい素朴な味。選びぬかれたお国自慢のイイ顔三百五十種類。いばらきのまごころ特産品です。

この特産品は、地域産業の活性化と県産品の理解と普及を目的とした全国展開の産地直送システムです。県内百三十一社の参加のもとに、九月十八日にスタートしました。

商品は、地方色豊かで、まごころいっぱいの特産品の中

商品は

お申込みの方法は
お申込みの方法は次の通りです。

常陽銀行、日本通運、ヤマト運輸、市町村観光協会、茨城県観光協会にて専用紙を御使用下さい。商品カタログも備えてあります。

十一月九日から、十一月二十日にかけて、「昭和六十二年全国物価統計調査」が実施されます。

この調査は、私たちの消費生活にとって重要な商品の価格やサービスの料金等を調査し経済運営の基礎資料を作成するために行なわれる国の基本的な統計調査です。

全国で約二十万の小売店舗サービス事業所と約一万二千の卸売店舗にお願いして、主な取扱商品の価格などを記入していただきます。

この調査は、統計法に基づく指定統計として実施されるもので、記入していただいた調査票は統計を作るためだけに用いられ、課税などの資料

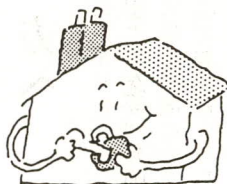
全国物価統計調査に ご協力を

・価格は配送料込みで、現地の価格とほぼ同じになるように設定されており

・商品は、お申込後、三四日程度で産地から宅配されます。

には用いられませんので、調査員が伺いましたら、よろしく御協力くださるようお願いいたします。

詳しくは、役場企画観光課統計係までお問い合わせください。(七二)〇八一



全国防犯運動
(10月11日～20日)

保健婦だより

難病

⑬

「難病」とは、原因が分らず治療法も確立していない病気で。

「難病」という言葉は「奇病」「不治永患」などと同様に使われ、個人的不幸として考えられてきました。しかし、最近では、難病の原因究明、治療法の開発、あるいはたとえ完治しなくても患者が生きていく限り、人間として必要な医療・教育・福祉サービスの保障に対する要求が高まり、社会的な難病対策を求める難病患者運動が展開されています。

★早期診断、療養方針の樹立につとめよう。

身体の異常、症状の出現に本人・家族が気づき、受診する場合が多く、健康診断、集団検診等で異常を指摘されることは少ないものです。症状出現後、いくつかの医療機関を渡り歩き、数ヶ月あるいは数年後に診断確定をみる場合がほとんどです。

★難病とされている主な疾患とその特徴

○パーキンソン病

病

多くは初老期にはじまり、普通上下肢の一部から、ゆっくりと他肢・体幹へと症状が拡大し、全身に及び、数年から十数年の経過をたどります。

症状は、次の三つの特徴があります。①運動の開始が遅く動作に時間がかかる。②筋肉がこわばる。③ふるえ、その他言語障害など。

○進行性筋ジストロフィー症
二〜五歳で発症し、歩行その他運動困難、手足や体の筋肉が衰え、萎縮し、四肢の関節拘縮をきたします。

○筋萎縮性側索硬化症

運動神経だけがおかされ、上肢の脱力感等から始まり、次第に筋肉の萎縮・脱力が全身に及びます。物をのみこむことが困難になったり、言語障害や呼吸困難もあらわれます。発病は中年(四〇〜六〇歳代)以上に多い。

○多発性硬化症

発病年齢は一〇歳から六〇歳の広い年齢層におよびます。感昌、発熱などの感染症や、妊娠、分娩をきっかけとしておこることが多く、再発、再

熱をくり返します。

○脊髄性小脳変性症

大部分が遺伝性、家族性に発病し、慢性進行性に経過します。数年から数十年にわたって進行し、本症自体はとくに生命の危険をもたらすものではありませんが、感染症、誤飲、床ずれなどをおこす場合が多い。

○全身性エリテマトーデス

急性期をすぎると、通常は寛解と再燃、増悪をくり返し慢性に経過する。全身性の炎症疾患(炎症は免疫反応が原因)で自己永続性であり、多臓器に障害を及ぼします。

この他にも難病とされている病気がたくさんあります。

★難病医療相談実施のお知らせ

難病に悩んでいる方、治療中の方、御家族の方、少しでも皆さんの不安・悩みが軽減できるように、大学専門医・保健婦等が相談を実施します。

日時：十二月九日(水)

午後一時〜四時三〇分

場所：土浦保健所

※相談申込者は、住所・氏名・相談内容等をもよりの保健所(潮来保健所保健予防課又は保健婦室)にあらかじめ電話で申し込み、予約して下さい。

愛の募金

ご協力に感謝

去る七月、「社会を明るくする運動」期間中、私も更生保護婦人会では、不幸にして非行に走った青少年の更生を願って、愛の募金運動を県下一斉に行いました。

愛の募金は、県内の少年院・刑務所・各矯正施設に収容されている青少年の更生を願って、良書などの物資等を贈る運動です。麻生町でも、た

茂木 米

日本国籍の取得を

希望される方へ

昭和六十年一月一日に国籍法が改正され、父母の一方が日本人であれば、その間に生まれた子供に日本の国籍が与えられることになりました。

その関連で次に該当する方にも法務大臣に届出ることによって日本の国籍が与えられることになっています。御希望の方は、お早目にその手続をして下さい。

(生まれたとき) 昭和40年1月1日から昭和59年12月31日までに生まれた人。

(父母との関係) 外国人父と日本人母との間に生まれた人及びこの届出により日本の国籍を取得した者の子。

(届出のできる期間) 昭和63年1月4日まで

(届出をする人) 国籍の取得を希望する人が十五歳未満の場合は法定代理人である父母十五歳以上の場合には本人。

(届出をするところ) 法務局麻生支局電話七二一〇四六六

年金相談と 集合徴収の お知らせ

県社会保険事務所の年金専門官が、広く年金に関する相談を受けますので、この機会を利用してお気軽にご相談下さい。

また、今年度の未納がある方や、二年前までの未納があり社会保険事務所から納付書が送られている方は、未納保険料の集合徴収もあわせて行いますので、この機会に必ず納めて下さい。

〇と き 十月二十八日(木)
午前十時～午後三時

子宮がんの 施設検診

子宮がんの集団検診を何らかの都合で受診できなかった方は、役場保険衛生課で「施設検診受診券」を受けとり、最寄りの医療機関(産婦人科)で受診して下さい。

一、検診期間 十月一日から
六十三年二月二十九日まで
(日曜祝祭日を除く)。

二、検診料金 八百円(役場へ納付)
三、結果 検診終了後一ヶ月後に郵送されます。

年金証書の交付

過日、老令福祉年金証書をお預りしましたが、証書の事務処理が終了しましたので、別表の日程で証書を交付いたします。保管証・年金証書に押してある印かん・役場からの通知書を持ち受けとりにきて下さい。

なお、指定された日にこれない方は、十月三十一日まで役場福祉年金課窓口へおいで下さい。

証書交付日程表

期 日	時 間	地 区	場 所
10月26日(月)	午前9:00～ 11:00	太田	太田分館
10月26日(月)	午後1:00～ 3:00	大和	大和分館
10月27日(火)	午前9:00～ 11:00	小高	小高分館
10月27日(火)	午後1:00～ 3:00	行方	行方分館
10月29日(木)	午前9:00～ 11:00	麻生	麻生町公民館 (和室)

税の窓 ③

〔新税制ワンポイント〕

専業主婦に特別控除

配偶者特別控除は、妻のパート給与収入が57万円までなら従来の配偶者控除33万円(62年だけは38万円)に加えて、16万5千円(62年は11万2千5百円)が認められます。また、妻のパート給与収入が57万円を超えた場合は、収入が1万円増えるごとに特別控除は5千円ずつの減になり、90万円の収入で特別控除はゼロになり配偶者控除だけが残る仕組みになっています。

さらに、妻のパート給与収入が90万を超えた場合は従来の配偶者控除がゼロになるのは同じですが、この時点で特別控除が復活し、収入が1万円増えるごとに1万円ずつ特別控除が減されて最終的には妻のパート給与収入でいえば107万円未満までが特別控除の適用があることになります。

④ 住民税も控除額の差はあるが63年から適用

社教だより ③

意義ある成人式を

成人式

実行委員会が発足

成人式を自らの手で企画運営する、成人式実行委員会が、9月29日に発足し、テーマの検討など、自分たちの成人式を意義深いものにしようと、熱心な話し合いがされています。

委員会には、63年1月15日に成人式を迎える町の新成人対象者277名の中から41名が委員として選出されており、委員長には伊藤好美君(麻生)副委員長には堀井健司君(麻生)、高須春代さん(天掛)がそれぞれ選ばれました。

大人への第一歩、すばらしい式典を期待します。

くらしの豆知識

内容証明郵便の書き方

今月は消費者が無条件解約権(クーリング・オフ)を行使するときなど、相手側にこちらの意向を伝えたという証拠を残す最も確実な方法である内容証明書の書き方を掲載します。
 ※同じ文書を三通用意
 内容証明用の用紙は、文具店で市販されています。文書は同じ内容のものを三通作り、誤字・脱字を訂正するときは、訂正印を押します。
 ※郵便局での扱い

麻生の文芸

俳句

過疎の戸をあづかる燕帰りけり
 去る燕一刀の如湖わたる
 峡の空大きく一つ秋つばめ

短歌

米作に一生を賭けし作り田も
 葦田と変る農の今昔
 日御崎より海眺めきて玉砂利を
 踏みしめながら聖地をめぐる
 夕づきし能登の宿にて海鳴りを
 ききつつ旅の装を解く

俚謡

歌や踊りでもてはやされて
 心はずんだ旅の宿
 萩がこぼれて尾花がゆれる
 ともに楽しむ人の声
 萩の小花が心をうばう
 つゆを宿して夜明け前

鴨下 葉月	諷訪 常子	小沼あやめ	矢口 とみ	茂木 はつ	高柳 みか	金田 泉花	永作 せい	金田 幸恵
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

同じ内容の三通の文書は「内容証明郵便」といって郵便局の窓口に出すと、一通は相手側に、もう一通は郵便局に保管(期間は五年間)され、残りの一通は差出人が保管することになっています。

内容証明郵便は主に集配局で取り扱われ、どここの郵便局から出せるといふわけではありませんから事前に確認しておくことが肝要です。郵便局へは印鑑持参で。料金は謄本一枚、三五〇円、書留料金三五〇円、郵便料金六〇円で合計額七六〇円です。

契約解除について

昭和〇年〇月〇日、貴社セイルスマン〇〇氏に勧められ自宅において、〇〇〇〇(契約書番号〇〇)の購入契約をしましたが、解約いたします。支払済の〇〇円を直ちに返金してください。よろしくお願いいたします。

昭和〇年〇月〇日

住所

氏名

(印)

宛先住所
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇殿
 詳しくは、役場企画観光課まで。

戸籍の窓口

おめでとーいといます

赤ちゃん	保護者	住	所
中村 清香	広行	富田	
松沢あおい	昭雄	粗毛	
谷田亜佐美	雪雄	粗毛	
滝口 貴弘	洋一	麻幡	
荒野 康志	善彦	矢幡	
椎名 亮太	靖彦	蔵川	
奈良崎史貴	清貴	蔵川	
久保田宗孝	昌男	四鹿	
菅谷 愛	幸男	掛鹿	
宮内 由衣	富士夫	掛鹿	
宮内友理亜	民雄	天掛	
椎木 彩乃	正治	天掛	
糸賀 達也	博	並田	
箕輪 裕介	雅彦	南	
大野 正則	正幸	南	

おくやみ申し上げます
 死亡者 葬
 吉崎 功 53 世帯主
 藤倉千枝子 67 明代
 須田 政助 76 千枝子
 元木 鐘 80 千加史
 金倉 浩次 4 福豊
 堀江 福子 64 正光
 山野 とう 85 魏光
 山野 けい 82 欣彌
 平塚 松雄 60 安正
 椎木 とく 66 天掛

人権相談所を開設

〇とき 62年11月4日(水)
 午前10時から午後3時
 〇ところ 麻生町公民館
 〇担当者 人権擁護委員
 法務局職員

まちの人口

総人口	18,080人	前月比 +1人
男	8,934人	-4人
女	9,146人	+5人
世帯数	4,169世帯	+4世帯

鬼沢 健治 77
 石田子之助 87
 渋谷 きん 81
 喜五郎 守
 小島 於下
 高並